

2017 年度公益事業論

第 14 回 公益性の再考と本講義のまとめ

本日の目標

本日はまず講義アンケートをやっていただきます。そのあと、今回の試験について説明し、これまでの講義を振り返って今期の授業のまとめます。

進め方

講義アンケート/試験について/前々回、前回の復習/現在のまちづくりの課題と対策/改めて、公益性とは何か/参考文献

1 講義アンケート

14 時 45 分から 15 時 00 分まで

スマートフォンで各自でお願いします。

2 試験について

日時：2 月 2 日金曜日 4 時限

試験時間：80 分

特記事項：持ち込み可（ただし、電子機器を除く）

評価方法：出席点、試験点等。

なお、これまでに出席点を取った授業の回において、就職活動等でやむなく欠席した場合はお申し出ください。考慮します。（メールにてご連絡されていた方、すみませんが、今一度、ご連絡ください）

答案の採点基準

論理が明確か、具体的か、実証性が高いか、自らが考えているか、そしておもしろいかなどです。

3 前々回、前回の復習

3.1 （前々回）水道事業

日々の生活にとって最も不可欠な公益事業…純粋な商品化は難しいもの

日本の水道事業の危うさ→メンテナンス不足による老朽化

他方、水供給にとって「水道」である必然はなし

いかにして当該地において「自前の水道システム」を構築するか

3.2 （前回）積水ハウス江見先生のご講演

「住宅の価値変革」の時代に対応する工業化住宅…環境、健康と住宅

工業化住宅の有する「公益性」を議論（受講生の感想）→公益性とは何かを考える良い機会

「空き家」対策を問題とする感想あり

⇒(1)現実の生活を示すことで、公益事業の具体的な姿をイメージ

（受講生の感想）

- （3 回生男子）今回の講義で印象に残ったことが 2 つある。一つ目は、私を含め、学生が自分の家についてあまり知らないということだ。家がプレハブの人という質問に対して私ははっきりとわからなかった。周りの人を見ていても自信なさげだった。自分の家がどのメーカーの、どのような建てられ方をしたくらいは知っておこうと思った。二つ目は、住宅に関する法律の多さだ。家はやはり安い買い物ではないので、しっかりと法律によって決められているのは安心である。その中でも印象的だったのは

改正省エネルギー法だ。環境の改善に加え、居住者の健康の維持・増進や執務環境の向上等に寄与する。環境の改善や居住者の健康などメーカーの努力が伺える。今回の講義を受けて、家についての基礎知識が足りていないことを実感した。自分が家を建てるまでに学んでおく必要を感じた。

- (3 回生女子) 住宅の形態が変わるにつれてそれに関する法律が整備され、今の私たちの生活があるということを実感した。ただ単に人が住む場所を作るのではなく、人が住む環境にまで目を向けたり、どうすれば人が自然と共存して暮らすことができるかについて考え、資源循環に取り組んだり、サステイナブルデザインを研究しているのは他のプレハブメーカーと大きな差だと思ったし、ブランド力の向上になっていると感じた。
- (2 回生女子) 住宅は前回の鉄道業（京阪電車）より、さらに私たちの暮らしに関わっているものであり、鉄道業より、顧客のニーズが重要な事業目的の 1 つとなるのではないかと考える。災害を受けたときに一番失いたくないものであるといえるため、建築物単体の耐火性や耐久性が必須であり、昔より住宅関連の省庁が多くなっていたり、法令が増加しているのも当然だと思う。また、私は住宅は顧客のイメージを大きく反映した事業物であると考え。そういう意味でモデルハウスの展示場や省エネなどの利点を大きく売り出した方が断然良い事業だし、何よりも信頼性が重要なものであると思った。

◎より具体的なイメージへ…まちづくり、都心部の危うい現状（DVD）

4 現在のまちづくりの課題と対策

4.1 横浜市×東急電鉄の「次世代郊外まちづくり」構想

不安視される郊外住宅地の持続可能性…三すくみ状態（資料 1）

⇒(2)第3者的な学術(大学)の登場で変化の兆し…エリアマネジメント(資料2)

資料 1 郊外住宅地の問題点

資料 2 郊外住宅地問題点の解決に向けた変化の兆し

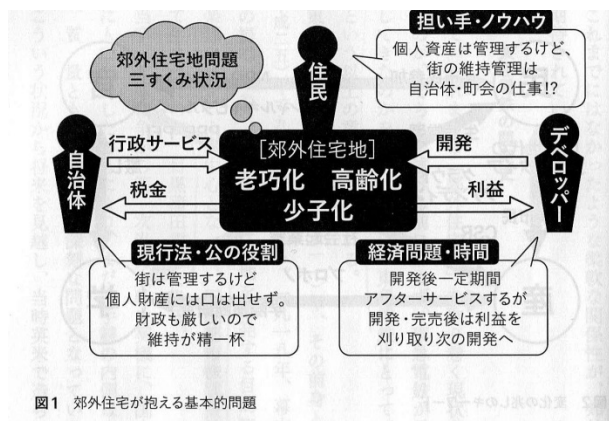


図1 郊外住宅が抱える基本的問題

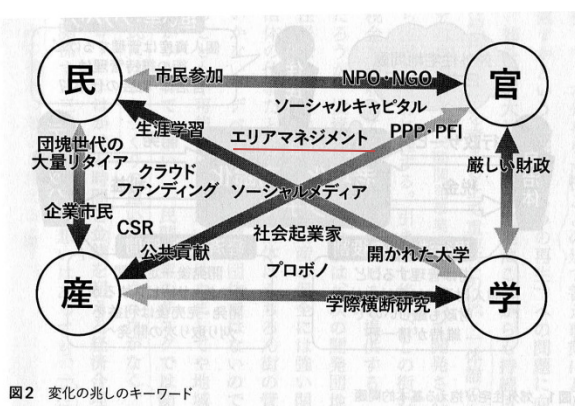


図2 変化の兆しのキーワード

出所) 東浦 (2013), 225 頁。

出所) 東浦 (2013), 226 頁。

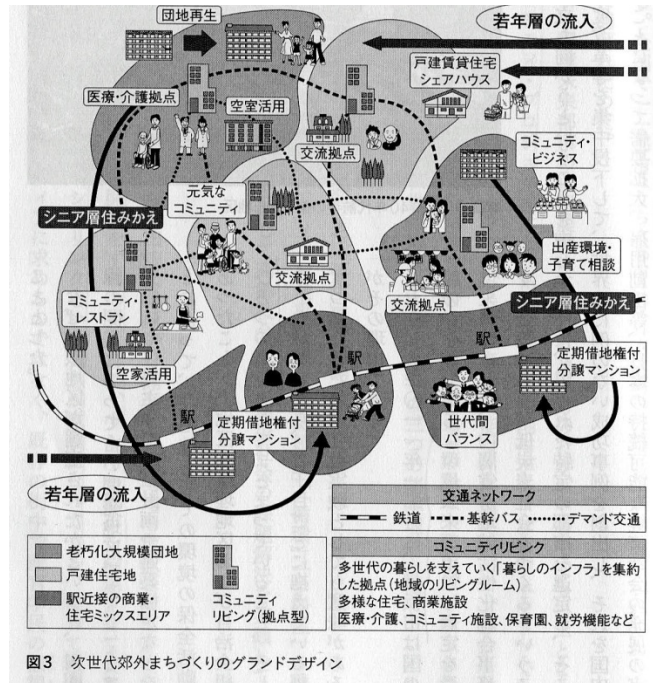
地産地消、自立分散型のエネルギーシステム（資料 3）に依拠したまちづくり（資料 4）

…エリアマネジメント、コンパクトシティ構想

資料 3

これまでエネルギーは黙っていても安定供給されるものだと認識されていたものが、いざという時には切り捨てられる可能性があるということを身を持って知ってしまった地域にとって、近い将来起こりうる可能性がある首都直下型地震などの有事に備え、平素より街の防災性能を高め、防犯とともに安全安心のまちづくりを推進していくことに異論はないところであろう。今後の住宅の住み替え、団地再生事業などにおいて、諸条件に応じた再生可能エネルギーを含めた地産地消、自立分散型エネルギーシステムを導入し、地域全体でエネルギーの「見える化」を図りながら、地域内のエネルギー総需要を把握、制御していく CEMS(Community Energy Management System)を装備して低炭素社会の実現を目指していきたい。(東浦, 2013,

資料 4 次世代まちづくりのグランドデザイン



出所）東浦（2013），235 頁。

西村先生の指摘（資料 5）

→ひとり郊外住宅地だけの問題ではない

資料 5

スマートコミュニティは、エネルギー・マネジメントやデマンド・レスポンスとエネルギーの面的利用（一定のまちや地域の中で共通のエネルギーシステムを使うこと）の概念を統合した概念である。元来エネルギーは、「4 つの特徴」の中の「大型電源と強固なエネルギーネットワーク」で見たように地域性を持たず、地域を限ったエネルギーシステムは想定されていなかった。しかしながら、再生可能エネルギーや需要の近接性が重要になる電気と熱の供給システム（コージェネレーション）、地下水や下水といったその地域に特化したエネルギー資源の利用が重視されるようになったうえ、地域内のエネルギーの見える化、エネルギー・マネジメント、デマンド・レスポンスを行う際には、地域を区切ってエネルギーシステムを構築することが有効となった。（西村，2017，166 頁）

4.2 成功しているまちづくり

オガール紫波で注目される岩手県紫波町の試み

日詰商店街の空洞化，開発費用がつかない紫波中央駅前の町有地の対策

循環型まちづくり条例（2001 年）に制定

えこ3センター（有機資源循環施設）の設置；堆肥製造，木質ペレットの製造（食とエネルギーの自給度の向上）

えこ 3…経済的で（Economy），生態，環境を重視した（Ecology），地球を意識する（Eearth Conscious）（紫波町，2016）

⇒(3) 地域内部の価値循環（資料 6）

資料 6

「食料自給率 170 パーセントの紫波町だが、電気やガスは町外から購入せざるを得ない。それを自前で調達できれば、その予算をほかに回せる。自給自足でエネルギーを町内に循環させる『循環型まちづくり』という発想は、2011 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災による福島第 1 原子力発電所の事故を経験した今なら、どれだけ先見の明があったかを痛感できる」（猪谷，2016、

オガール紫波（猪谷、2016）<http://ogal-shiwa.com/> ハ

公民（産官学民）による連携

民間視点のマネジメントの実践…(4)補助金に依存しない身の丈のあった事業経営（資料 7）

エネルギーステーション（木質バイオマス発電）

資料 7

「補助金が入ってしまうと、どうしても身の丈の合わない施設を造るわけです。身の丈に合わないとうなるか。テナントが入らない。それでも、無理やり入れたとしても、1 年とか 2 年で出ていかれてしまい、破綻します。だから、オガールプラザには自分たちが商売する部分については、補助金はいれていません。先に金融機関や投資家がどういう条件だったらお金をしてくれるのかチェックし、その条件をクリアするために優良テナントを見つけ、投資額も抑える。これをしなければ、破綻するのは当たり前です。まったく、やり方が違うんです」岡崎は、決して「補助金をなくせ」といっているのではない。今まで、補助金として出していたものを出資や融資という形にして協力し、「稼ぐインフラ」として自立できるよう促す。そうした民間の視点による公民連携事業を、オガールプロジェクトでは実行してみせた。（猪谷、2016、128-129 頁）

※まちづくりと公益事業

5 改めて、公益性とは何か

既存の議論…「経済学と公益性」の小坂直人

(5)従来の「上の公共性」から「市民的公共性」へ生活圏へ（資料 8、9）

資料 8

わが国に於いては、「公」がともすると「上」と意識され、その行政組織が「公共体」となり、公共体の行政行為全体が公共性を有するのであるとの理解が生まれる素地を作り出してきた。その起源を歴史的にさかのぼって探求する試みも見られる。しかし、ここでは、第 2 次大戦後の現行憲法体制下の政治経済社会を念頭に置きながら議論を進めたい。上記の「公」や「上」に明確に対抗して、市民が私人として自覚的に行動をする時代、したがって、「上の公共性」に対する「市民的公共性」を実態的にも確認できる時代がこの時代だからである。戦後過程において太平洋ベルト地帯への産業集積と地域開発はわが国経済発展の両輪をなすものであったが、この過程が同時に地域住民にとっての生活と生命の危機を伴って進行してきたことは、各地の公害問題の発生が端的にそれを証明している。しかし、問題が顕在化するまでは、この集積化と地域開発を住民の反撃を撃破してでも遂行すべく邁進してきたのがわが国の行政であり、進出企業であった。その際、単に「力づくで」ことが遂行されたと考えられるべきものではなく、たとえその要素が強いにしても、地域住民の側に、それを「受け入れざるを得ない」と納得させるだけの大義名分が必要なのであり、それが、まさに「上の公共性」であった。それが、観念的なものであり、地域開発を進めるために利用されたのだとすれば、それは「幻想的公共性」ということになろう。そうした中で、65 年前後から住民が生活防衛のための運動を展開していくようになり、それがやがて生活破壊予防→生活要求という形の運動へと発展していく。この住民運動の展開過程において、住民は「市民」へと転回し、新しい「生活の共同性」を萌芽させていく。こうしたことのなかで、公共性に対する問い直しが行われ、「市民的公共性」が主張されることにもなる。…公共性そのものは、一つの生活圏という形で現われる。公共生活の領域は、私生活の領域に対立している。それはしばしば端的に公論の勢力圏として現われ、公権力にはかえって対立してくる。」（小坂、2005、114-116 頁）

資料 9

つまり、市民あるいは公衆としての私人が自分たちの経済社会生活を円滑に行なううえで必要とな

るルールを公権力による規制によってではなく、自分たちのルールとして作りだすことを要求するのである。もっとも、ここで注意を要するのは、ハーバーマスが、この際私人たちは「支配」を要求したり「支配権」の分別を求めたりするのではない、と指摘している点である。市民的公共性を私人たちの生活圏として捉え、公権力とは離れたところに設定しているとの必然的結果であろうが、同時に、そのことが「既存の支配原理」を掘り崩し、「支配そのものの性格を変化させようとするもの」なのであると、言うとき、市民的公共性を公権力の関係が曖昧になっているように思われる。

(小坂、2005、119 頁)

シカゴの倉庫業者をめぐる「マン対イリノイ事件」の判決(資料 10) …「公共の福祉」

資料 10

「われわれが社会の一員となる場合、当然に若干の権利、あるいは特権から手を切らされる。このことは、何も本来純然たる、そして専ら私的なものである権利を拘束するために、権力を全体の人々に付与するものに非ず、そうではなくて、各市民が彼自身の財産を、いたずらに他人の財産を害わぬように、彼自身、身を処し、そのように彼自身の財産を使用すべきことを要求する法律の制定を権威づけるものである。このような権力の下に政府は、規制が公共的善 (public good)のために必要となった場合に、その市民の行動を相互に規制するのであって、各人が彼自身の財産を使う仕方を拘束するものである」(小坂、2005、140 頁)

⇒公益事業の機能する近代的都市社会＝「(6) 固定的導体(電線、ガス管、水道管、鉄道など)を媒体とする生産者と消費者の直接的地域社会」ないし閉鎖的地域社会(資料 11) …関係性の強調

資料 11

筆者が、公益事業の本質的なあり方として縄田栄次郎氏の所説に注目し、「公益産業を生活基盤とする近代的都市生活を、単なる消費者と生産者の利害相克の場としてではなく、固定的導体(電線、ガス管、水道管、鉄道など)を媒体とする生産者と消費者の直接的地域社会」あるいは「封鎖的地域社会」という視覚で捉える考え方に賛同したのは、公益事業についての本質理解の上でだけでなく、まさにこの概念把握が現代公益事業の核心をついていると考えたからに他ならない。(小坂、2005、155 頁)

≠ユニバーサル・サービス論：「いつでも、どこでも、誰でも」…もともと、AT&T の経営戦略(資料 12)

資料 12

今日の「ユニバーサル・サービス」は、電話事業の崇高な理想を説き、その産業に従事する者の倫理観を代表するかの観がある。ところが、ヴェイルが初めて「ユニバーサル・サービス」という言葉を使いだしたところには、AT&T という会社の「独占」という経営方針の、正当化のために主張されたのであろうか。歴史的現実が後者に近いことは、すでに述べたところからお判りだろう。彼の言う「ユニバーサル・サービス」とは、「1 つの通信系が一定の方針の下に、全国的にあまねくサービスを提供する」ことであつた。1960 年当時の AT&T の社長、カッペルが認めているように、「万人のためのサービスを、という目標は、ただ 1 社による電話回線網を作ることを意味した」のである。(林・田川、199466 頁)

…(7)「公共性」

- なぜ、航空輸送業から公益事業の規制改革(競争導入による活性化、料金の低下)が始まったのか
- なぜ、官民連携、公民連携の推進による公益事業経営の赤字体質の改善、滞りない更新投資によって、いかにして継続的に公益事業を運営して、日常生活に不可欠な財、サービスの供給を実現させるのか(石田・野村、2014)を追求するのか

⇒事業継続性からみた、現実の公益事業経営＝(8)「公益性と経営学」

…今期の授業（資料 13）

資料 13 今期の授業

回	月	日	曜日	内容
1	10	6	金	ガイダンス
2	10	13	金	航空事業の規制改革とその行方
3	10	20	金	本格的な自由化を迎える電気事業のこれまでと現状
4	10	27	金	関電西村様のご講演
5	11	10	金	自由化の開始された日本のガス事業とエネルギー事業の公益性
6	11	17	金	通信事業の本質と今どきの通信事業
7	11	22	水	放送事業とコンテンツ
8	11	24	金	郵便事業の現在と今後の課題
9	12	1	金	京阪電鉄前田様ご講演
10	12	8	金	鉄道事業の発展とその公益性
11	12	15	金	バス事業の公益性とユニバーサル・サービス
12	12	22	金	水道事業で確認される地域性と公益事業の意味
13	1	19	金	積水ハウス江見様のご講演
14	1	26	金	最近の公益性の「変質」と今期授業のまとめ

これまでの公益事業論での議論

公益事業の⑨「変質」

供給者から需要者への一方通行の供給（ユニバーサル・サービス論）から、一定の範囲で展開する双方向、完結型

≠公益性の「変質」

- 通信における SNS、インスタグラム…ビジュアルコミュニケーションの進展で、当事者間の通信行為の一層の保障
- 航空輸送業における LCC の成功…移動の価値の見直し

⇒各公益事業の持つ公益性の一層の発展

（試験対策）具体的に公益事業の流れを復習，まとめておいてください。

参考文献

石田哲也・野村宗訓（2014）『官民連携による交通インフラ改革』同文館出版

猪谷千香（2016）『町の未来をこの手でつくる 紫波町オガールプロジェクト』幻冬舎

小坂直人（2005）『公益と公共性』日本経済評論社

紫波町（2016）『紫波町の『循環型まちづくり』

東浦亮典（2013）『「郊外住宅地」再生への挑戦』三浦展・藤村龍至『現在知 vol.1 郊外その危機と再生』NHK ブックス，219-256 頁。

林紘一郎・田川義博（1994）『ユニバーサル・サービス』中公新書

増田寛也（2014）『地方消滅』中公新書